

教育研究評議会議事録

日時：平成30年3月15日（木）15：07 ～ 15：17

会場：椎木講堂大会議室

出席者：44名中41名出席

第1 審議事項

1 平成30年度計画について

平成30年度計画について審議し、議決した。

2 九州大学大学院教育改革指針（案）について

教育改革推進本部にて作成した大学院教育改革指針案について審議し、議決した。

第2 報告事項

1 役員等について

4月1日からの役員等の体制（任期満了理事・副学長・副理事の退任、理事・副学長・副理事の就任並びに理事の主な任務の変更）について報告があった。

2 学内規則の改正等について

学内規則の改正について、次のとおり報告があった。

- ・生物資源環境科学府生物産業創成専攻の学生募集を停止することに伴い、学則その他関係規則を一部改正すること。
- ・学内共同教育研究センター、先導的研究センター、附属施設等の設置改廃を行うことに伴い、学則その他関係規則を一部改正すること。
- ・共創学部を設置すること、及びこれに基づき委員会委員の構成を見直すことに伴い、教育研究評議会規則その他関係規則を一部改正すること及び共創学部規則を新規制定すること。
- ・推進室の設置改廃を行うことに伴い、学則その他関係規則を一部改正すること。
- ・平成30年度計画に基づき、学府の学生定員を変更することに伴い、大学院通則を一部改正すること。
- ・21世紀プログラムの学生募集を停止することに伴い、学部通則その他関係規則を一部改正すること。
- ・経済学部経済工学科及び経済学府経済工学専攻の教職課程において、「社会」の課程を廃止することに伴い、教育職員免許状授与資格の取得に関する規則を一部改正すること。
- ・授業科目、単位数等を変更することに伴い、基幹教育科目履修規則その他関係規則を一部改正すること。
- ・事務組織を再編することに伴い、ハラスメント委員会規則その他関係規則を一部改正すること。
- ・高等研究院に特別顧問を置くことができることとするに伴い、高等研究院規則を一部改正すること。
- ・情報統括本部及び学術研究・産学官連携本部の本部長及び副本部長となることができる者について見直すこと、及びこれに基づき学内共同教育研究センターのセンター委員会構成員について見直すことに伴い、学内共同教育研究センター規則その他関係規則を一部改正すること。

- ・グローバルイノベーションセンター、稲盛フロンティア研究センター及びユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センターの長となることができる者について見直すことに伴い、学内共同教育研究センター長の任命等に関する規則を一部改正すること。
- ・エネルギー研究教育機構支援事務部門を新設することに伴い、エネルギー研究教育機構規則を一部改正すること。
- ・学生寄宿舍の一部施設を廃止することに伴い、学生寄宿舍規則を一部改正すること。
- ・基幹教育院の学修・健康支援部門及び学生支援センターを廃止することに伴い、基幹教育院規則を一部改正すること。
- ・アドミッションセンターに置く教員の規定について整理すること、及び同センターの目的を見直すことに伴い、学内共同教育研究センター規則を一部改正すること。
- ・学内共通利用施設の設置改廃を行うことに伴い、学内共通利用施設規則を一部改正すること。
- ・病院の中央診療施設を追加することに伴い、病院規則を一部改正すること。

3 役員会について

2月20日から3月14日までに開催された役員会について、資料配付による報告があった。

4 基幹教育院の内部組織の改編について

基幹教育院において内部組織を改編すること（キャンパスライフ・健康支援センター及びアドミッションセンター兼務教員のセンターへの専任化）について、資料配付による報告があった。

5 国際交流協定の締結等について

国際交流協定の締結状況について、資料配付による報告があった。

- ・大学間交流協定について 新規2件
- ・部局間交流協定について 新規2件、終了3件

(以 上)